

# 報酬規程

竹内達朗行政書士事務所

## 遺言書作成関係業務

### 遺言書作成

自筆遺言書(原案)	15,000円～	文案作成・指導
公正証書遺言書	30,000円～	文案作成・指導、戸籍・登記簿等収集、公証人との調整・立会
秘密遺言書	30,000円～	文案作成・指導、公証人との調整・立会

### 遺言執行手続

相続財産の1.5%～  
(最低価格:20万円)

## 相続関係業務

相続人相続財産調査	30,000円～	案件により別途協議
相続関係説明図作成	30,000円～	
遺産分割協議書作成	20,000円～	作成・製本
遺留分減殺請求サポート	30,000円～	

## 離婚関係業務

### 離婚協議書作成

一般	30,000円～
公正証書	50,000円～

## 法人設立

株式会社設立	100,000円～
NPO法人設立	150,000円～
認可地縁団体申請	150,000円～

## 農地関係

3条許可申請	30,000円～
4条許可申請	50,000円～
5条許可申請	50,000円～
農振除外	100,000円～

## 事業計画書作成

50,000円～

## 各種許認可申請

申請内容による

## 内容証明書

8,000円～

## 契約書作成

10,000円～

その他の業務については別途協議とする

※報酬額は消費税込みの表示です。着手金は報酬総額の半額とし、詳細は委任契約書で定めるものとします。業務の処理に関して生ずる謄本や郵便料金等の実費はその都度の請求となります。出張等による日当手当は半日5,000円～、一日10,000円～となります。



平成29年12月1日

長野県行政書士会会員

行政書士 竹内達朗

